

令和2年度第1回
通算第32回

函館市個人情報保護運営審議会会議録

開催日時	令和3年(2021年)2月24日(水曜日) 午後1時30分
開催場所	函館市役所8階大会議室
議 題	1 個人情報保護運営審議会意見聴取事項について(諮問) (公開) 2 制度の運用状況について(報告) (公開) 3 その他 (公開)
出席委員	繪面 和子 委員, 佐藤 敬一 委員, 堀田 剛史 委員, 三浦 由貴子 委員, 森 真由美 委員
欠席委員	木村 暢夫 委員, 田島 久吉 委員
事務局の 出席者の 職 氏 名	総務部文書法制課長 里村 昌則 総務部文書法制課主査 早瀬 洋 総務部文書法制課主任主事 加藤 大地
実施機関の 出席者の 職 氏 名	教育委員会学校教育課長 小濱 誠 教育委員会学校教育課主査 外崎 洋亮
傍聴者	なし

堀田会長	<p>(開会午後1時30分)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、第32回函館市個人情報保護運営審議会を開会します。</p> <p>開会に当たりまして、私から一言御挨拶申し上げます。</p> <p>本日はお忙しい中、委員の皆様におかれましては、個人情報保護運営審議会に御出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>さて、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が要請される中、国においては、今通常国会に、全ての地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを法律で規定する、個人情報保護法の一部改正を含む法律案を提出しており、本審議会においても、個人情報保護制度に関する重要事項について、調査審議する機会が増えることが予想されるところであります。</p> <p>また、この度は、実施機関から電子計算機の通信回線による結合について、審議会の意見を求める旨の諮問がありました。</p> <p>本日の審議も含めまして、本市の個人情報保護制度の運用がより一層適正に図られるよう、委員の皆様の御協力をお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは、座って説明させていただきます。</p> <p>本日の会議の進行につきましては、審議会規則第3条第2項の規定に基づき、会長が議長を務めることとなっておりますので、私が進行させていただきます。</p> <p>なお、本日は木村委員と田島委員が都合により欠席となっておりますので、お知らせいたします。</p> <p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>はじめに、これから審議の「公開・非公開」についてお諮りしますが、本日の会議には、特定の個人が識別されるような個人情報が含まれておりませんので、会議は公開で行うということで御異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>御異議ございませんので、会議は公開で行います。</p>
------	--

小濱課長

それでは、議題の「（１）個人情報保護運営審議会意見聴取事項」について、実施機関である教育委員会学校教育部学校教育課から説明していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

函館市教育委員会学校教育部学校教育課長の小濱と申します。

本日は、よろしくお願いいたします。

この後、大変失礼かとは思いますが、座って説明させていただきます。

お手元にクラウド型学習支援ツール「G Suite for Education」の利用についてという資料がございますので、そちらを用いて説明させていただきます。

まず、議題のとおり、クラウド型学習支援ツール「G Suite for Education」の利用につきまして、各学校で利用しているインターネットサービスのネットワーク通信を利用して、グーグル社が管理するシステムのクラウドサーバをオンラインで結合し、そのサーバ上で児童生徒にかかわる個人情報を取り扱うことから、函館市個人情報保護条例第10条第1項ただし書きの規定により、諮問を行うものでございますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、資料1ページを御覧ください。

まず、クラウド型学習支援ツール「G Suite for Education」、こちらの利用の背景ですが、令和元年12月に文部科学省が、公正に個別最適化された学びを学校現場で持続的に実現するために、児童生徒1人に1台の端末整備と、高速大容量に対応した校内ネットワーク整備を推進するとした、いわゆる「GIGAスクール構想」を示しました。

教育委員会としては、この構想に基づきまして、市立小・中学校を対象に端末とネットワークの一体的な整備を進めておりまして、今年度中に完了する予定となっております。

なお、文部科学省では、GIGAスクール構想の内容を実現するためには、クラウドの活用が必須であるとしていることから、本市でも、この方針に従いまして、グーグル社が提供している、クラウド型学習支援ツール「G Suite for Education」を利用することとしました。

次に、利用の目的ですが、GIGAスクール構想は、児童生徒の言語能力と同様に、情報活用能力を「学習の基盤となる資質、能力」と位置付け

ていることから、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実が図られると期待しており、その効果については、「従来のいわゆる講義型授業が協働的、探究的なものとなり、学びが深まる」、あるいは、「教員が子どもたち一人ひとりの反応を把握でき、それを踏まえた双方向型の授業が可能となる」、「学習履歴を記録することが可能となり、一人ひとりの教育的ニーズや学習状況に応じた個別学習が可能となる」、これらの効果があると考えております。

それでは、次に、資料2ページ目を御覧ください。

実施方法でございます。各小・中学校で利用しているインターネットサービスを利用して、グーグル社が管理するクラウドサーバに接続することとなります。

なお、現段階では検討中ですが、自宅のインターネット環境から、教育委員会が配布した、児童生徒、教員のアカウントを使ってグーグル社のクラウドサーバへの接続を認めた場合は、個人ごとに契約しているサービスを利用して接続することとなります。

参考までに、別紙1におきまして「G Suite for Education」を利用するための諸手続き等の資料を添付しておりますので御覧ください。

資料には、サービスの利用開始時の契約方法や申し込み手続きなどを明記していますが、特に、(4)一番下になります。本人同意の取得につきましては、児童生徒の保護者から教育委員会宛ての利用同意書の提出を求めることとしており、これは、現段階の考え方になりますが、利用同意書が提出されなかった場合には、当該児童生徒の利用を認めないものと考えております。

なお、教員については、端末にログインした時点で同意したものといたします。

資料2ページにお戻りください。

市条例第10条第1項の結合の禁止等の例外を認める場合の判断基準への対応ですが、結合の目的について、市民福祉の向上または公益上必要かどうかでございますが、「G Suite for Education」を利用することで、緊急時においても切れ目のない学習環境や教育機会の提供が可能となるほか、双方型の一斉授業が可能となり、児童生徒一人ひとりに最適化さ

れた学習の提供が可能となります。また、教員の授業準備に伴う負担が軽減され、労働環境の改善が期待できます。

実際のオンライン結合のイメージですが、別紙2を御覧いただけますでしょうか。

オンライン結合の対象となるアプリケーションでございますが、記載のとおりとなっております。学校では主に、ドライブ、スライド、ドキュメント、スプレッドシート、フォーム、クラスルームが使用されます。

オンライン結合のイメージですが、児童生徒が作成したデータ等は、通信事業者が提供するインターネット回線を経由して、ドライブに保存されますが、それぞれのファイルは、作成された時点で自動保存されることとなります。さらに、ドライブ内は、児童生徒個人のアカウントに紐付き、個人の管理下に置かれますが、クラスルーム内で共有設定を許可しているデータは、クラスルームの管理者の管理下に置かれることとなります。

次ページを御覧ください。

使用する機能の内容ですが、ドライブについては、児童生徒の資料データの保存が可能であり、無制限で保存できるアプリです。クラスルームは、学習管理アプリとなり、バーチャルのクラスを作成し、先生が効率的に児童生徒とコミュニケーションをとったり、学習・課題の管理が可能となります。

次に、スライドは発表用資料を作成するアプリで、共同作業や同時編集が可能となります。普及されているものでいうと、パワーポイントというものがございます。そちらのイメージでよろしいかと思えます。ドキュメントは、文書作成アプリで、一太郎やワードのイメージとなります。スプレッドシートは、表計算やグラフ作成、関数、表計算が利用でき、こちらはエクセルのイメージとなります。最後に、フォームですけれども、アンケートや小テストの作成が可能なものございまして、児童生徒から集計したデータが即座にグラフ化されるなど、大変優れたアプリとなっております。

次ページを御覧ください。

ネットワークの構造を示した資料となりますが、各学校内で使用する端末には、それぞれ有害サイトなどをブロックするフィルタリングが施され

ており、フィルタリングを通ったデータは、通信事業者が提供するインターネット回線を経由して、G Suite の各アプリケーションに接続されることとなります。なお、端末に施すフィルタリングは、カテゴリーごとにも、個別のURLごとにも設定が可能となっています。

なお、現在、検討中としておりますが、教育委員会または学校が配布したアカウントを各家庭でを使用することを認めた場合は、各家庭で契約している通信事業者の提供回線を使用することとなりますが、フィルタリングの設定がアカウントやグループに紐付いているため、学校で使用する場合と同様のフィルターでを使用することとなります。

資料2ページにお戻りください。

次に、方法の妥当性について、結合以外の他の手段で代替できないかでございますが、「G Suite for Education」を利用して作成された児童生徒のデータは、グーグル社のクラウドサーバ内のグーグルドライブに保存されますが、結合以外で、このドライブにアクセスできないことから、教育活動や教員の校務に支障が生じることとなります。

次に、結合の相手方について、個人情報の保護の態勢およびその信頼性はあるかどうかでございますが、グーグル社のサービスは、世界的に認知され、世界の多くの企業や公的機関で利用されているほか、情報セキュリティに関しても、代表的な国際規格である、国際標準化機構、国際電気標準会議の認証を取得していることから、信頼性は非常に高いものでございます。

次に、資料の3ページを御覧ください。

次に、結合の態様について、双方向性か単一方向性かどうかについてでございますが、「G Suite for Education」を利用して作成されたデータは、共有設定を許可している場合を除き、ドライブに保存された時点で本人以外がアクセスできません。他人が閲覧できないことから、単一方向性の情報伝達であります。

保護態勢の検証について、相手方の個人情報保護態勢に関する説明、報告を聴取できるかについてですが、仮に、児童生徒や教員の個人情報の漏えいなど、重要事故が発生した場合には、教育委員会が別途策定している、セキュリティポリシーの規定に基づいて対応することとなり、事故の

原因がグーグル社側にあると推定される場合には、責任の所在を明らかにし、保護態勢の説明や聴取を行うことといたします。

次に、セキュリティ対策についてでございます。児童生徒が使用する端末とクラウドサービスの間で行われるすべての送受信に対し、通信の暗号化が施されております。将来にわたってデータの秘匿性が守られる、いわゆる、前方秘匿性の技術が使用されています。また、第三者独立機関による監査によって、国際規格であるISO、国際標準化機構とIEC、国際電気標準会議の認証を受けていることが確認されているほか、クラウドサービスに関する情報セキュリティ管理策のガイドライン規格と情報セキュリティ全般に関するシステム規格の認証を取得しております。

児童生徒、教職員が利用する際のルール等は、別紙3の資料を御覧ください。

別紙3でございますが、現時点で考えられるルールとなっております。今後、教育委員会で詳細を定めまして、各小・中学校へ周知する予定となっております。

まず、(2)送信する個人情報の項目ですが、「G Suite for Education」で取り扱う個人情報は、児童生徒の氏名、写真、動画、レポートなどとなっております。これらは、文部科学省が分類する情報資産のうち、「児童生徒の学習系情報や写真」と「学校事務や学校の中で一般に公開される情報」となっております。

次に、(3)端末盗難時のセキュリティ対策ですが、端末は、各学校で施錠できる充電保管庫で保管されますが、仮に、仮にですが、学校から紛失や盗難が発生した場合には、3つの対策が考えられまして、1つ目は、盗難や紛失があった児童生徒のIDとパスワードをロックし、他人が端末へログインできないようにする。2つ目は、パスワードを変更する。3つ目は、インターネットへのアクセスを禁止する。ございまして、情報漏えいを防止するための作業を行うことが必要となります。

この作業については、教育委員会または各学校で即座に行うことが可能であり、また、教育委員会で選定したクロームOS端末は、基本的に、端末へのデータ保存ができないものであり、仮に、紛失や盗難があったとしても、端末内には、データが保存されていない状態となっております。

	<p>次に、（４）サーバ内のデータの保存期間でございますが、「G Suite for Education」で作成したデータは、本人のアカウントが削除されない限りは、半永久的にクラウドサーバ内に保存されます。</p> <p>なお、そのアカウントは、教育委員会と学校以外に削除できないような設定を施すものでございます。</p> <p>サーバ内のデータの消去は、現時点では、中学校を卒業してから、一定期間を経たのち、教育委員会または学校のいずれかが、生徒のアカウントを削除することとしており、アカウントが消去された時点で、その生徒のデータが消去されることとなります。</p> <p>私からの説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。</p>
堀田会長	<p>はい、ありがとうございました。委員の皆様から、御質問等を伺おうと思えますけれども、いかがでしょうか。我々が、学校で教育を受けていた時とかなり様子が変わるようですけども、率直に何でも御質問あれば、お答えいただこうと思えますが、いかがでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>このGIGAスクール構想、今日の道新にもチラっと出ておりました。今の時代の子どもたちには必要なものなのかなというふうに思っているところですが、ただ、ちょっと心配なことがいくつかあります。</p> <p>このシステムを使うことによって、個別指導になる訳ですよ。今までの教育現場ですと、生徒さん30名か40名くらいに対して教員が1人。全体に対して1人いたという形がとられてきたのですが、今の説明を聞くと、パソコンでの授業で1人と先生という形がとられていくということになると思うのですけれども、それに対する負担はどうなるのか。今まで全体としての指導だったのが、個別の指導になることで、1人ひとりの個性というか、学力に応じた対応の仕方がとれるのかなというふうに思います。</p> <p>それから、パソコンを通じてやることになるのですけれども、それに対しての先生側の負担はどうなのか。ある程度パソコンの知識を持った、熟知した先生でないと対応できないのか、それとも、どの先生でもできるのか。直接個人情報とは関係ないのですけれどもそれらのことが少し心配です。</p>

<p>堀田会長 小濱課長</p>	<p>あと、セキュリティの問題で、先生だと現場で管理、情報をとらえることになるのか。</p> <p>また、自宅でパソコンを使用できると言われていましたが、自宅でパソコンを使うことによって、流出とかそういった問題が出てこないのかというところ。</p> <p>それから、生徒同士の情報のやり取りができることによって、その部分からの流出や漏えいは守られているのかといったことが気になったところです。</p>
<p>堀田会長 小濱課長</p>	<p>はい、教育委員会のほうから回答できますでしょうか。</p> <p>確認させていただきませんが、これから先の授業のあり方での御心配。</p> <p>それから2つ目は、教員のセキュリティの対応の仕方。</p> <p>3つ目は、自宅に持ち帰った場合の情報流出のおそれや対応。</p> <p>それから、生徒同士の情報のやりとりが可能か。可能であれば、それによって、何かトラブルになることはないのか。ということによろしいでしょうか。</p>
<p>佐藤委員 小濱課長</p>	<p>はい、そうです。</p> <p>それでは、私のほうからお答えさせていただきます。</p> <p>まず、授業のあり方ですが、このパソコンが入ることによって、もちろん大きく変わることは事実ですが、必ずしも教員と1対1の対応ということにならないというのは、今までと変わらないところです。例えば、今まではテストをやる時に手で配っていたものを、教員側の端末から、それを一斉に皆さんの端末に入れることができます。そのあたりについては、1対多の対応もできます。子どもがそれを解くときにそれぞれのスピードですとか、解き方ですとか、ヒントの出され方というのは、適したものがありますから、それはパソコン上で、もちろん個別にやっていくこともございますが、例えばそれを、皆さんの意見をまとめましょうという段になりましたら、今までは黒板に書いていたとか、先生が1人ずつ聞いていたのを、今度は、その端末から送り返してもらい、そして、一斉に大きなホワイトボード等に小さくですね、意見や考えや作ったものを表示することが可能ですので、全部1対1でパソコンに向かってというイメージがございりますが、パソコンは、あくまでも今までのノートや教科書と何ら変わらな</p>

<p>外崎主査</p> <p>佐藤委員</p>	<p>い学習のための教材の1つでございますので、そのような使い方は1対1でもできますし、1対35という形でも十分可能になります。</p> <p>セキュリティの問題ですが、基本的には、クラウドに全てデータが預けられておりますので、先ほど申し上げたとおり、教員の手で何かということはほとんどなくて、子どもたちの端末からの情報は、すぐそのままクラウドのほうに行ってしまいますので、学校で例えばそれに手を加えるですとか、特別な操作をしなければいけないといったことはなく、自動的に保存されて、そして学校にはないというような状況になりますので、そのあたりの御心配は、かなり少ないのではないかと思います。</p> <p>自宅でもし使う場合の御質問がございましたが、その場合もアカウントとって、自分の持っている固有のパスワードとIDで入りますので、それで守られていることから、そのあたりについては自宅ですったから何かということは、あまり心配ないのかなと思っております。</p> <p>あと、生徒同士の情報のやり取りですが、同じようにそれらを一緒にやり取りするアプリはございます。クラスルームというのが、いわゆるミーティングとかに使います。そういうものはございますが、基本的にはほかのアプリケーションと同じになりますので、外に出て話題になっているSNSツールとかでやり取りをするといったことではございませんので、そのあたりの御心配も、今現在、普通にほかの端末を使っていることに比べれば、かなり危険性は低いのかなと思えます。あと、セキュリティについて何か補足があれば。</p> <p>ただいま、小濱のほうから説明申し上げましたとおり、生徒同士の情報のやり取りは、委員が御指摘のとおり可能ですが、ただし、クラスルームというアプリの中で可能となりまして、その時は必ず管理者である先生がきちり入りますので、基本的には、生徒同士2者でのやり取りというよりは、クラスの中の全員、先生がいまして、そこで、クラスの生徒間の情報のやり取りという形で、授業の中だけでそれが行われるものと想定しております。生徒間のやり取りという意味では確かにできますが、先生がきちりやり取りについて分かっている、しっかり先生の目が行き届く範囲の中で行われるということになります。</p> <p>生徒同士のやり取りは、常に先生が必ず中にいるという考え方で、管理</p>
-------------------------	---

<p>小濱課長 佐藤委員 三浦委員 堀田会長 三浦委員</p>	<p>者として必ず立ち会っている。そういうふうな捉え方でいいでしょうか。例えば生徒が3人4人でグループになって話しをしていますが、必ずそこには先生が入って、どういう情報のやり取りをしているか確認できるといったようなことでしょうか。</p> <p>生徒がこっそり、どこかに隠れてやるということはできません。</p> <p>それは、できないのですね。分かりました。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>セキュリティ対策についての質問ですが、仮に学校から端末の紛失や盗難が発生した場合は、IDとパスワードをロックするという体制は良いと思います。そのIDとパスワードの管理体制はどのように行うのかということが1点と、生徒がIDとパスワードを打ってアクセスする時に、私もそうなのですが、たまに忘れてしまうこともあると思います。忘れた場合は、どのような手段がとられるのかという点について質問します。</p>
<p>外崎主査</p>	<p>2点の御質問になるかと思えます。まず、1点目がIDとパスワードの管理体制ということで、委員がおっしゃるとおり、なるべく特定の人にしか知られないようにするのが大原則だと考えておきまして、基本的に児童生徒と教員のID、パスワードを管理するのは、教育委員会と学校の特定の管理職ということで、今想定しているのは、学校長または教頭先生で、それ以外の人に知られるという体制はとらないように考えております。</p> <p>それから、ログインの関係で、委員がおっしゃるとおり小学1年生にIDとパスワードを打ってログインしなさいというのは、なかなか厳しいのかなということもありまして、実はQRコードを生成することができまして、ログインの時に、特定の画面でQRコードをかざすと、そのままログインができる機能が備わっています。ただ、紛失した時は、教育委員会か学校においてパスワードをリセットすることもできますので、新たに仮のパスワードを発行して、自分で本パスワードを設定して、またログインしていただくという形になりますので、その部分については教育委員会または学校のほうで対応する形になります。</p>
<p>堀田会長</p>	<p>はい、ありがとうございます。ほか、ございますでしょうか。</p> <p>繪面委員どうぞ。</p>

<p>繪面副会長</p>	<p>よろしくお願いします。教えてください。</p>
<p>小濱課長</p>	<p>1つ確かめたいのは、端末の保管庫は、クラスごとなのか学校のどこか1箇所とかにあって、子どもが帰る時には、全員がそこにしまって充電されるというものなのでしょうか。</p>
<p>小濱課長</p>	<p>はい。そのようになっております。</p>
<p>繪面副会長</p>	<p>それについては分かりました。</p>
<p>小濱課長</p>	<p>次に、親の同意があると、個別にもできるということで、子どもが家に端末を持ち帰ることはあるのでしょうか。持って帰れるとすると、課題解決や宿題などで自分が探求したいことをどんどん調べていって、担任の先生とやり取りができたなら、子どもにとっては楽しくて仕方なく、個性の面でも学力も含めて良いなと思う反面、家庭で Wi-Fi が自由に使えない子どもがいた場合、ポケット Wi-Fi 等を貸してくださるのかどうか分かりませんが、もしそうなった時に、格差が出ないのかなという心配があります。</p>
<p>小濱課長</p>	<p>それから、資料を拝読しました後に、今日も新聞に出ていましたが、教科書が紙からデジタル化になると思います。その採用は、これから令和6年あたりの指導要領改正も伴ってくるのでしょうかけれども、全教科なのか一部なのか、ある学年に限られるのか。デジタル化された教科書を学ぶということで、これからの教育課程にも関わることなのかもしれませんが、もし、その見通しがあれば教えていただきたい。</p>
<p>堀田会長</p>	<p>もう1つ、こうあったらいいなと思うのは、今、私も時々相談を受けるのですが、不登校の子がおりますよね。病気で学校に行きたくても行けない子や、あるいは、精神的、いじめ等もあると思うのですが。そのような子が、勉強したいと思った時に、常にアクセスできる不登校オンラインのようなものが、もし、南北海道教育センターなどにあって、登録さえしておけば、中学の数学なり、英語なりを勉強しようと思った時に、全市の子どもたちがそこにアクセスすると、使えるんだよという仕組みがあれば、子どもにとって幸せだなと読ませていただいて思いました。</p>
<p>堀田会長</p>	<p>感想も含めまして、よろしく教えてください。</p>
<p>堀田会長</p>	<p>御質問と御意見があったかと思しますので、教育委員会のほうで回答いただければなと思います。よろしくお願いします。</p>
<p>小濱課長</p>	<p>まず、1つ目の充電保管庫についてですが、原則、各学級に保管庫が1</p>

つあるという形になりますので、子どもたちは、委員のおっしゃったとおり、帰りにはそこに入れておくと、そこで充電されている。と、こういう形になります。こちらは、既に工事が進んでおりまして、各学校にどんどん導入されております。

保護者の同意でございますが、これは個人情報でございますので、あくまでもこちらを紐付けする、アカウントを取るということに関しての同意でございますので、基本的には、持ち帰りなどに関するものではなく、今、御説明したように個人の名前等がコンピューターを使うときに必要になります。使ってもよろしいですかという同意をいただくということでございます。持ち帰りの同意とは、また、別の形になります。

Wi-Fiの件でございますが、ゆくゆくはどうなるかわかりませんが、現時点では、御自宅に持ち帰ることはございませんでして、まずは学校での使用ということになります。ですので、このあたりは御意見として、格差が出ないように、こちらとしてもいろいろと検討させていただきたいと考えております。

それから、教科書のデジタル化ですが、こちらのほうは急速に進んでおりまして、次年度に、一部の教科については、試験的に全国で取り入れられることになっておりまして、文部科学省も令和6年度を目標にしております。ただ、まだ法律上は紙の教科書しか文部科学省は無償化を認めていないということがございますことから、この後、いろいろなことが国から提示されてくるのではないかと考えております。こちらは、紙の教科書のほうが良いという意見の方もいらっしゃいますが、絶対的な流れとしては、デジタル教科書が主流になるのではないかなと、私の推測も入っておりますが、考えております。

あと、5番目の学校になかなか足を運べないお子さんの対応については、大変参考になりましたので、今後、検討させていただきます。ありがとうございます。

堀田会長

はい、ありがとうございました。

その他、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ちょっと、私のほうから確認させていただきたいのですが、先ほど、三浦委員からの御質問で、管理者は教育委員会と、学校では校長もしくは教

<p>小濱課長</p>	<p>頭先生ということだったので、こういう情報の漏えいというのは、人的なことによる場合が多いかと思しますので、その取扱いのルールですとか教育ですとかは、どういうふうになっていますでしょうか。</p> <p>取扱いについては、教育委員会でセキュリティポリシーを設けておりまして、各学校でも同じようなものを作成して、それにのっかって運用を行うことになっております。その他、いろいろなことが考えられると思うのですが、教職員の研修については、始まっておりまして、その中で基本的な使用方法ですとか、そういうお話はさせていただいております。今後とも委員が御指摘のとおり、強化していかなければならないと考えているところであります。</p>
<p>堀田会長</p>	<p>結局、例えば、紙にプリントアウトしてカバンに入れて持って帰ったら無くしてしまったですとか、また、仮にそれを個人的に家のパソコンで管理するようなことがあれば、何かの理由でハッキングされてしまったというようなこともあり得ます。いろいろ知見があるかと思しますので、そういった可能性がないような形でのセキュリティポリシーの遵守と教育をお願いしたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>繪面副会長</p>	<p>すみません、もう1点。</p> <p>実は、私のところに、現在、先生をされている方たちから教科外の指導のことでとても悩んでいると、それでも一生懸命調べてやっていますという声がたくさん聞こえてきております。今後、デジタル化が進んでいった時に、ある学校で、専科の先生、例えば、理科の先生が面白い授業をやったとした時に、その先生の授業をクラスの枠を外してしまって全校で使う。教職員同士の学ぶ場においても、子どもにとって何が良いかと考えた時に、そういう活用ができるのかなと思ったことと、学校内の先生方の枠を外すと同時に、この学校のこの先生の講義が子どもたちの学力向上のために良いとなれば、さらに函館市の学校の枠も外して、通信でやり取りができたらいいなと。そうすれば、私のところに相談に来る先生方の悩みが解消されるかなと。これはちょっと夢のような話かもしれませんが思っていました。以上です。</p>
<p>堀田会長 小濱課長</p>	<p>はい、御意見ということで、よろしいでしょうか。</p> <p>多分、それらのことは実現できていくのではないかと思うところであり</p>

<p>繪面副会長 堀田会長</p>	<p>ます。</p> <p>ああ、良かったです。よろしくお願ひします。</p> <p>はい、ありがとうございます。その他、御質問等ございませんでしょうか。なきようですので、決を採らせていただきたいと思ひますが、審議会の意見として、本件結合について承認するというこゝでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>はい、ありがとうございます。皆さん御異議ございませんので、審議会として、議題1の「個人情報保護運営審議会意見聴取事項」の本件結合については、承認することとし、その旨、実施機関に答申することといたします。</p> <p>なお、本件結合により取り扱われる個人情報は、児童生徒や教員のプライバシー情報でありますので、漏えい等を防止するシステムの適正な管理や端末の不正使用の防止などについて十分注意して運用していただきたいと思ひます。</p> <p>実施機関の皆様にはお疲れさまでございました。御退席願ひます。</p> <p>(実施機関退室)</p> <p>それでは、報告事項である議題の「(2)制度の運用状況について」、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>里村課長</p>	<p>事務局を務めております文書法制課長の里村でございます。</p> <p>ただいまは、御熱心に御審議いただきまして、ありがとうございます。着席いたしまして、報告させていただきます。</p> <p>それでは先に配布させていただきました、A3版の「制度の運用状況について(報告)」により御説明申し上げます。</p> <p>はじめに、表紙の次のページ、別紙1「個人情報の収集等届出状況」についてでございます。</p> <p>この届出は、個人情報保護条例第6条第1項の規定により「実施機関が、継続かつ定型化して個人情報の収集等を行う」場合や、「届け出た個人情報の収集等を廃止する場合」などに、市長宛てに提出することが義務付けられているものでございます。</p> <p>この資料に記載の届出件数は、全ての届出が令和元年度中になされたと</p>

	<p>いうことではなく、以前から個人情報の収集等を開始するに当たって、届出が行われていたものに、令和元年度中に新たに届出があったものを加え、さらに令和元年度中の届出の変更・廃止件数の増減を反映させ、令和元年度末現在で、各実施機関が、継続かつ定型化して個人情報の収集等を行っているものの件数でございます。</p> <p>昨年の3月31日現在、令和元年度末現在において、市長、議会、教育委員会など、11の実施機関から提出済みの届出が、この表の一番右下の合計欄に記載のとおり3,221件でございます。</p> <p>この数字の左側にあるカッコ内の3,209という数字は、前年同期の数字でございますが、これらの差し引き12件が前年度と比べて増加しております。</p> <p>実施機関の部局ごとの増減と課ごとの内訳につきましては、御覧のとおりでございますが、その主な内容といたしましては、収集を始めたものとして、経済部食産業振興課におきまして、函館市の公式ホームページ内のサイトに閲覧者が氏名、性別、職業等を入力し、問い合わせをするための投稿を行うことができる「おいしい函館サイトお問い合わせフォーム」ですとか、あるいは、経済部雇用労政課におきまして、東京圏から函館に移住し、継続して函館で働く等の基準を満たした方に移住支援金を支給するための「移住支援金予備登録申請書」など、さらに子ども未来部次世代育成課におきましては、保育園等に通っていないことや、乳幼児健診を受診していないことなどにより、行政機関が安全確認を行えない児童の情報を収集しまして、職員等が安全確認を行って虐待防止を図ることを目的とした国の調査に協力するための「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」などがございます。</p> <p>以上、「個人情報の収集等届出状況」について、御説明申し上げます。</p> <p>堀田会長 ただいまの、「個人情報の収集等届出状況」の説明につきまして、各委員から御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>里村課長 ないようですので、引き続き運用状況について説明をお願いします。</p> <p>それでは、次のページの別紙2「令和元年度における目的外利用等の状況」を御覧ください。</p>
--	--

表の説明に入る前に、目的外利用等の制度の概要について御説明申し上げます。

個人情報保護条例第8条第1項および第2項には、実施機関は、個人番号、マイナンバーのことですけれども、こちらを含む個人情報である特定個人情報を除いた個人情報を、収集した目的の範囲を超えて実施機関内部または実施機関相互に利用してはならないこと、また、収集した目的の範囲を超えて市以外のものに提供してはならないこと、こちらが規定されております。

市の内部において、収集目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合を目的外利用、市以外のものに提供する場合を外部提供と呼んでおります。

このように制限のある目的外利用と外部提供ではありますが、条例上、一定の場合に行うことが認められております。それがどのような場合かと申しますと、1つ目は「法令または条例に特別の定めがある場合」、2つ目として「本人の同意があるとき」、3つ目として「人の生命、身体または財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」、4つ目として「正当な行政執行に関連して目的外利用をするとき」、5つ目として「本審議会の意見を聴いて公益上必要と認めて外部提供をするとき」の5つがございます。これらの場合には、目的外利用や外部提供を行うことができることになっております。令和元年度におけるその該当事例をまとめたものが、この表になります。

まず、「1 目的外利用」の状況でございます。

収集目的の範囲を超えて市の内部で個人情報を利用したものでございますが、件数は24の課において合計141件となっております。

目的外利用された個人情報を保有する所管課および主な利用内容や利用した課は、御覧のとおりでございます。

この主なものにつきまして申し上げますと、目的外利用につきまして、財務部税務室市民税担当が保有する市・道民税の課税状況等に関する情報を、福祉事務所や市民部国保年金課などが、生活保護費支給事務や国民年金保険料の免除に利用するなどしております。

また、財務部税務室資産税担当が保有する固定資産の状況に関する情報を、国保年金課が国民健康保険料の賦課算定に利用するなどしたほか、土

地・家屋の所有者情報を総務部総務課が防災に関する周知対象者の把握等のために利用しております。

財務部税務室の4つ下になりますけれども、保健福祉部障がい保健福祉課の保有する障害福祉サービス等の利用状況を、子どもの安全確認のための家庭訪問を行うために、子ども未来部次世代育成課が利用しております。

続いてその2つ下になりますが、保健所地域保健課と保健所生活衛生課が保有する診療所の開設届や、理容所、美容所台帳などを、固定資産税の賦課事務のため、財務部税務室資産税担当が利用するなどしております。

さらにその9つ下の課になります。教育委員会学校教育政策推進室学校再編・地域連携課が保有する学校図書館地域開放事業に係る利用者の住所、氏名等の情報を、学校の管理のために、図書館を開放している中学校が利用するなどしております。

次に同じページの下を表、「2 外部提供」でございませう。外部提供とは国や道、他の地方公共団体などの市の外部に、収集目的の範囲を超えて個人情報を提供するものでございませうが、その件数は記載のとおり23の課において、391、647人分となっております。

外部提供した個人情報を保有する所管課および主な提供内容や提供先は、御覧のとおりでございませう。

このうちの主なものでございませうが、表の上から2番目の財務部税務室市民税担当では、主に「市・道民税の課税状況等」を税務署や他の地方公共団体などに28、535人分提供しております。

また、その1つ下の財務部税務室資産税担当では、「資産等の課税状況に関する情報」などを北海道や他の地方公共団体などに7、209人分提供しております。

資産税担当から4つ下の保健福祉部地域福祉課では、函館市民生児童委員連合会に対し、民生委員の担当地区内の世帯の状況を正確に把握し、生活に関する助言その他の援助を行うための基礎資料として、住民基本台帳中の住所、氏名等を257、085人分提供しております。

その1つ下の保健福祉部介護保険課では、本人の同意のもと、介護保険サービス認定調査票などの情報を、居宅介護支援事業所や介護保険施設等

	<p>に対し、介護サービス等計画を作成するためなどで、55,735人分提供しております。</p> <p>介護保険課の2つ下、福祉事務所生活支援第1課では、函館市民生児童委員連合会に対し、民生委員が担当地区内の生活保護者を把握するための情報を提供しているほか、日本放送協会北海道南営業センターに対し、生活保護受給の有無の情報などを本人の同意のもと、受信料の免除手続きのために提供しております。資料記載以外にも国民年金法に基づき函館年金事務所に対してなど、あわせて19,975人分提供しております。</p> <p>また、その2つ下の保健所生活衛生課では、食品衛生法等による営業許可台帳の情報などを函館税務署等に9,238人分提供しております。</p> <p>また、その6つ下の企業局上下水道部業務課では、給水管所有者の情報を指定工事業者などに、8,557人分提供しております。</p> <p>以上、「令和元年度における目的外利用等の状況」について、御説明申し上げます。</p>
堀田会長	<p>ただいまの、「令和元年度における目的外利用等の状況」についての説明に対して、何か御質問等はございませんでしょうか。</p>
里村課長	<p>ないようですので、引き続き説明をお願いします。</p> <p>次のページに移ります。別紙3「令和元年度自己情報の開示等の請求内容と処理状況」についてでございます。</p> <p>個人情報保護条例では、請求権として、①自己、自分の情報の開示を求め、②記録の内容が事実でないときに訂正を求め、③収集の制限に反したときに記録の削除を求め、④目的外利用・外部提供の制限に反しているときにその中止を求め、以上4つの請求権を保障しております。</p> <p>令和元年度の請求は、表に記載のとおり12人の方からありまして、自己、自分の情報を見たいという開示請求が18件、自己情報の内容が事実でないとして、訂正を求め自己情報の訂正請求が7件、自己情報の削除を求め削除請求が3件ございました。このうち、開示請求につきましては、全部開示が11件、一部開示が6件、取り下げが1件ございました。削除請求は平成14年度に1件ありましたが、訂正請求は平成3年度に個人情報保護制度が始まって以来、初めての請求でございました。ま</p>

た、この一部開示の決定に対して、審査請求が1件ありまして、個人情報保護審査会に諮問がなされ、令和2年2月14日付けの答申を受けて、棄却の裁決がなされたところでございます。

一部開示の決定となった6件の開示されなかった部分の理由につきまして、主なものを申し上げますと、まず、「整理番号1」を御覧ください。

「経緯がわかる文書」というタイトルでございますが、開示請求をされた御本人以外のかたの氏名、年齢、住所および生年月日等が判明する情報につきましては、自己情報の開示請求者以外の情報であって、請求を行うことができる本人の情報ではないことから非開示となっており、また、メールアドレスおよび発言要旨につきましては、「開示することにより、市の公正または適正な行政執行を妨げるおそれがあるもの」に該当するとの理由から非開示となっており、全体としては一部開示となったものでございます。

また、「整理番号7」を御覧ください。「生活保護台帳」の開示請求でございますが、保護台帳中のケース格付けやケースワーカーの所見、福祉事務所の方針を記載した部分等につきましては、開示することにより請求者に誤解または予断を与え、今後の自立助長等の適正な指導の効果が期待できなくなるおそれがあるとの理由から非開示となっており、全体としては一部開示となったものでございます。

次に、訂正の決定となった3件の理由につきまして、主なものを申し上げますと、「整理番号5」の訂正請求でございますが、対象文書中の御本人の氏名の表記に漢字の誤りがあったことから、訂正の決定となっております。

また、拒否の決定となった7件の理由につきまして、主なものを申し上げますと、同じく「整理番号5」の訂正請求でございますが、自己情報の内容が事実でないと認められないものにつきましては、拒否の決定となったものでございます。

また、「整理番号6」の削除請求でございますが、条例に規定する削除の請求をできる場合に該当しないことから、拒否の決定となったものでございます。

以上、「令和元年度自己情報の開示等の請求内容と処理状況」につい

	<p>て、御説明申し上げました。</p> <p>なお、令和2年度の4月から1月まででございますが、自己情報の開示請求につきましては、13人・19件の請求がございました。請求人数と件数は、対前年度同期比で+4人・-6件という状況で推移しています。これらの決定に対して現在まで審査請求はございません。</p> <p>また、これまでセンシティブ情報の取扱いや個人情報の本人直接収集の例外などについて、本審議会の意見をお聴きした事項について取りまとめました、A4版の「これまで審議会の意見を聴いた事項について」というタイトルの例年と同様の資料と、こちらも例年どおりの資料となりますが、黄色い表紙の「情報公開制度・個人情報保護制度の利用等の状況（令和元年度）」というタイトルの資料を配布させていただいておりますので、こちらは後ほど御覧いただきたいと思っております。</p> <p>以上が、制度の運用状況でございます。</p>
堀田会長	<p>はい、ありがとうございます。ただいまの「令和元年度自己情報の開示等の請求内容と処理状況」の説明について御質問等ございませんでしょうか。</p> <p>特になければ、改めて今回の御説明全体を通しての御質問等はございませんでしょうか。特によろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、「(3) その他」として委員の皆様から何か御質問、発言等ございませんでしょうか。佐藤委員どうぞ。</p>
佐藤委員	<p>最近、気になるのは、この前ニュースでやっていた、年金機構がデータ入力を委託した業者が中国の業者に再委託したというような話です。ニュースでは、個人情報漏えいしたとか、外に出たということはないとなっておりますが、情報の管理の部分でどのような対策をとられているのかが心配になりました。ましてや、今後はマイナンバーカードがいろいろなものに使われていくので、情報の管理体制は大丈夫か。こういうことは漏えいしてしまってから出てくるものなので、それを未然に防ぐ対策っていうのかな。市では、それをどういうふうに行っているのか、その辺が気になったところです。</p>
堀田会長	<p>事務局からお願いします。</p>

<p>里村課長</p>	<p>情報セキュリティにつきましては、市役所のほうでも各種研修等を行っておりますし、また、セキュリティチェックリストという、様々な業務において、留意すべき項目を自らチェックすることができるようにまとめたリストを作成しています。さらに、不適切な事例があった場合に、報告がなされる仕組みになっておりまして、そういった事例をフィードバックして、こういう事例があったから、自分の業務に置き換えて自らも気を付けてくださいというようなことを、職員に周知徹底しているところでございます。</p> <p>不適切な事例については、毎年、報告はされますが、それほど大きな問題にはなっておりませんので、事務局としては、こういった各種業務のセキュリティチェック、研修の徹底というものの効果が上がっているのかなというふうに考えております。</p> <p>先ほど委員がおっしゃったような、年金機構のデータ入力のリ委託のお話がありましたけれども、そういった全国的な話題になるような事件もございます。もちろん、職員も新聞報道等でちゃんと分かっているとは思いますが、今後一層そういったものの情報共有にも努めていきたいと考えているところでございます。</p>
<p>堀田会長</p>	<p>よろしいでしょうか。その他、何かございますでしょうか。事務局のほうからいかがでしょうか。</p>
<p>里村課長</p>	<p>1点ございまして、今日、お手元に机上配布させていただいたカラーの資料がございます。こちらについては、冒頭、堀田会長が御挨拶の中で触れられておりましたけれども、個人情報保護制度の見直しについて、情報提供させていただきたいと思っております。</p> <p>現在、個人情報保護法制は、民間、国、地方公共団体ごとに異なった規律がなされておりまして、個人情報の定義や制度の解釈にずれが生じており、統一的な運用が困難となっている状況がございます。</p> <p>例としましては、医療、病院ですとか、学術分野、大学において、国立、公立、私立という設置部門の違いで法制が異なりまして、データを活用した共同研究の障害になっていること、あるいは災害時の被災者情報の取扱いなどで都道府県ごとにばらつきが出ているといった状況がございます。</p>

	<p>こうした状況を解消するため、国は民間事業者を規律する個人情報保護法、国の行政機関を規律する行政機関個人情報保護法、独立行政法人等を規律する独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても、現在、各地方公共団体が条例で定めているのですが、こちらについても、統合後の法律において国の取扱いと同じ全国的な共通ルールを規定して、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通を両立させるための「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」を、今通常国会に提出しております。</p> <p>下段の図は、現行の各法律と個人情報保護条例における規律の状況と見直し後の状況のイメージを示したものでございます。</p> <p>法律が公布されますと、国はガイドライン等を策定しまして、法の施行に向けた地方公共団体の準備を支援することとなっております。本審議会におきましては、来年度以降、法律にのっとった条例改正について、御審議いただく機会が増えていくこととなりますので、委員の皆様には引き続き御協力のほどお願い申し上げます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
堀田会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>今ほどの説明に対して、委員の皆様から何か御質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。</p>
里村課長	<p>来年度は、審議会の回数が増えるかもしれないということですね。</p> <p>はい。今、法律が通常国会に提出されておりますが、6月くらいに成立になりますと、国はガイドラインですとか、条例の例など各自治体が参考になるようなものを発出しますので、そちらも参考にしながら、例えば本審議会に関する規定は、条例に置いておかなければならないものですから、そういったものは残しておくですとか、別のものは法でカバーできるですとか、そういったことを整理しまして、イメージでは、来年の2月3月くらいまでに案をこちらの審議会にお示しして御審議いただき、その結果を一度持ち帰って、審議内容を反映させたもので再度御審議いただくということで、少なくとも2回は開催するような形で今のところは考えております。</p>

堀田会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、また、皆様どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>本日の議題は以上となっております。その他、ございませんので、皆様、本当に今日はありがとうございました。お疲れさまでございました。</p> <p>(閉会午後2時35分)</p>
------	---